

吉川市立小中学校学区審議会答申

平成28年10月

吉川市立小中学校学区審議会

吉川市立小中学校学区審議会答申

平成28年8月30日付教学第914号で諮問された、(仮称)第四中学校に係る通学区の編成及び、これに伴う南中学校の通学区域の見直しについて、下記のとおり答申する。

記

1 はじめに

本審議会に平成28年8月30日付教学第914号により「平成32年4月に開校が予定されている、(仮称)第四中学校に係る通学区域の編成及び、これに伴う南中学校の通学区域の見直しについて」の諮問があった。

これを受け、本審議会では、同日より審議を始めたところであるが、このたび、一定の結論に達したのでここに答申する。

2 審議の経過

第1回の審議会では諮問理由の説明を受けた後に、JR武蔵野線以南地域を(仮称)第四中学校の通学区域とする事務局案について説明を受けたが、JR武蔵野線以南地域の美南地区では、今後しばらく児童・生徒の数が増え続けることが予想されており、開校8年後の生徒数の見込みでは、南中学校の過少化と(仮称)第四中学校の過大化が予想されている。

このことから、両校の生徒数のバランス、両校の教育活動の充実、通学時における生徒の安全性、自治会など地域社会との関係を勘案した上で、幾つかの案を作成しこれを含めた上で審議を行うこととした。

第2回の審議会では、事務局が新たに作成した4つの案と、委員が提案した案を加えた5つの案について審議を行った。

いずれもメリット・デメリットがあるものの、前述した勘案すべき事項を最大限考慮し、委員総意で2つの案に絞り込みを行い、第3回審議会において最終合意に向けた審議を行うこととした。

第3回の審議会では、この2つの案について慎重審議を行い、本答申にある通学区域で合意に達したので、引き続き答申案について審議を行った。

3 審議結果

(仮称) 第四中学校の通学区域については、南中学校生徒数と(仮称) 第四中学校生徒数のバランス、両校の教育活動の充実、生徒の通学時における安全の確保、自治会など地域社会との関係を勘案し、両校生徒の教育環境を最大限考慮した上で、(仮称) 第四中学校通学区域の編成及び南中学校通学区域の見直しについて、次のとおり答申することで合意した。

(1) (仮称) 第四中学校通学区域の編成について

高久一丁目・二丁目、中曽根一丁目・二丁目、道庭一丁目・二丁目、美南二丁目から五丁目

※高久一丁目に住所を有し、高富自治会に所属する場合にあっては、南中学校を選択できるものとする。

(2) 南中学校通学区域の見直しについて

中川台、平沼1番地から50番地、53番地から195番地、214番地から316番地、平沼一丁目、保、保一丁目、木売新田、富新田、中野、木売、高富、高久、中曽根、道庭、木売一丁目から三丁目、高富一丁目・二丁目、美南一丁目

4 付帯意見

- ① JR 武蔵野線以南地域から南中学校へ通学する生徒の登下校時における安全面の配慮を最大限行うこと。
- ② 今後の児童・生徒数の推移を注視し、両校の適正規模が図れるよう努めること。

5 おわりに

今回の通学区域の編成及び見直しにより、生徒が健全に育成されるよう一層努めるとともに、広く吉川市民の理解を得て、学校教育の充実に生かされることを期待する。

平成28年10月25日

吉川市立小中学校学区審議会

会長 加藤 寛 司

吉川市教育委員会教育長

染 谷 行 宏 様